

就学援助実施状況等調査結果

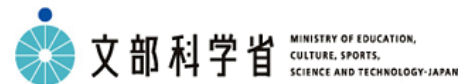
◆ 平成27年度要保護及び準要保護児童生徒数，平成28年度準要保護認定基準の運用等

平成28年11月に各都道府県教育委員会を通じ，市町村教育委員会に対して，調査を実施。

◆ 平成29年度準要保護認定基準の運用等（新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況）

平成29年7月に各都道府県教育委員会を通じ，市町村教育委員会に対して，調査を実施。

文部科学省初等中等教育局財務課
(平成29年12月)



(本調査結果利用上の留意点)

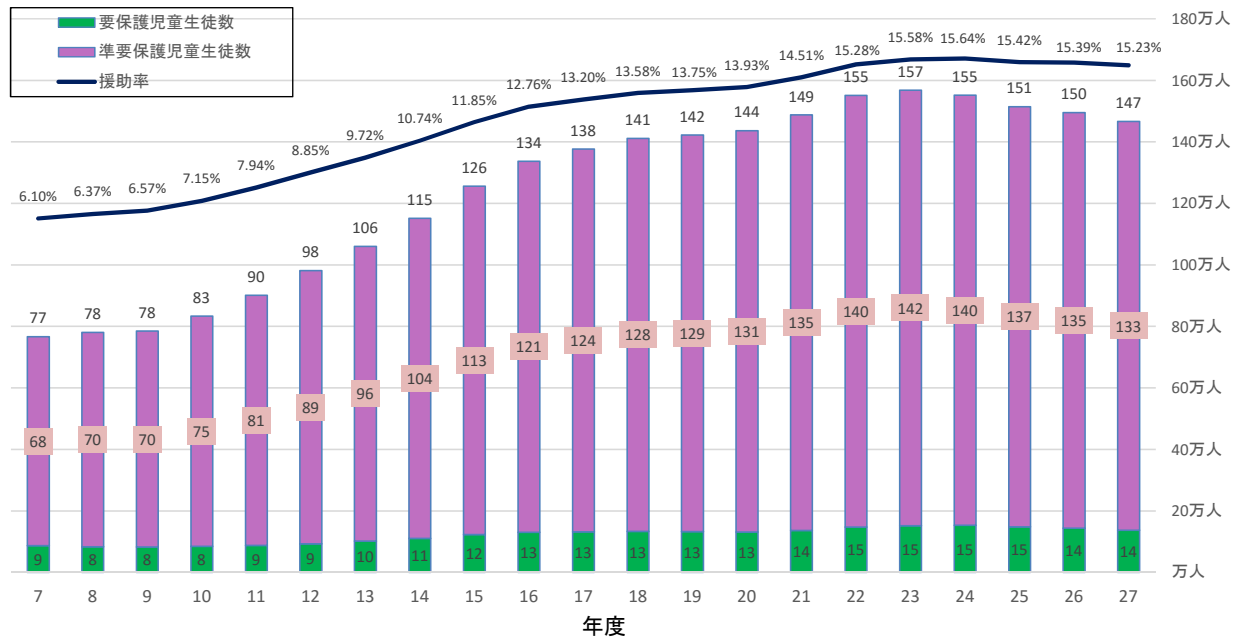
- 本調査結果は，小中学校(義務教育学校，中等教育学校の前期課程を含む)の児童生徒を対象として実施される就学援助について，都道府県教育委員会を通じて市町村教育委員会から報告されたものである。
- 要保護児童生徒数は，各年7月1日現在で生活保護法第6条第2項に規定する要保護者として，各市町村が把握している人数である。
- 準要保護児童生徒数は，当該年度内に，各市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認定した人数で，学用品費等(学用品費のほか，通学費，修学旅行費など)が支給されたものであり，給食費や医療費のみを支給されたものは除いている。
- 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数は，各年度3月期に被災児童生徒就学援助事業の対象となった人数である。
- 要保護及び準要保護児童生徒数，被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数については，いずれも国立・私立学校の児童生徒が対象になり得るが，その内訳は把握していない。
- 就学援助率については，公立学校児童生徒数に占める割合を表したものである。(国立及び私立学校，の児童生徒で就学援助の対象となっている児童生徒は極めて少数と考えられるため。)
- 要保護児童生徒については，就学援助法の補助対象者はその一部である。(要保護児童生徒については，就学援助法の補助対象費目である学用品費，通学費，修学旅行費のうち，生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため。)

要保護及び準要保護児童生徒数の推移（H7～27）

○平成27年度要保護及び準要保護児童生徒数(就学援助対象人数)は、1,466,134人(対前年度▲29,351人)で4年連続減少。

○平成27年度就学援助率は、15.23%(対前年度▲0.16ポイント)で3年連続減少。

○就学援助対象人数の主な減少要因として、「児童生徒数全体の減少」に加え、「経済状況の変化」と回答した市町村が多い。



※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

(文部科学省調べ)

平成28年度就学援助制度の周知方法 (子供の貧困に関する指標)

○就学援助制度の周知について、前年度に比べてほとんどの項目でその割合が増加している。

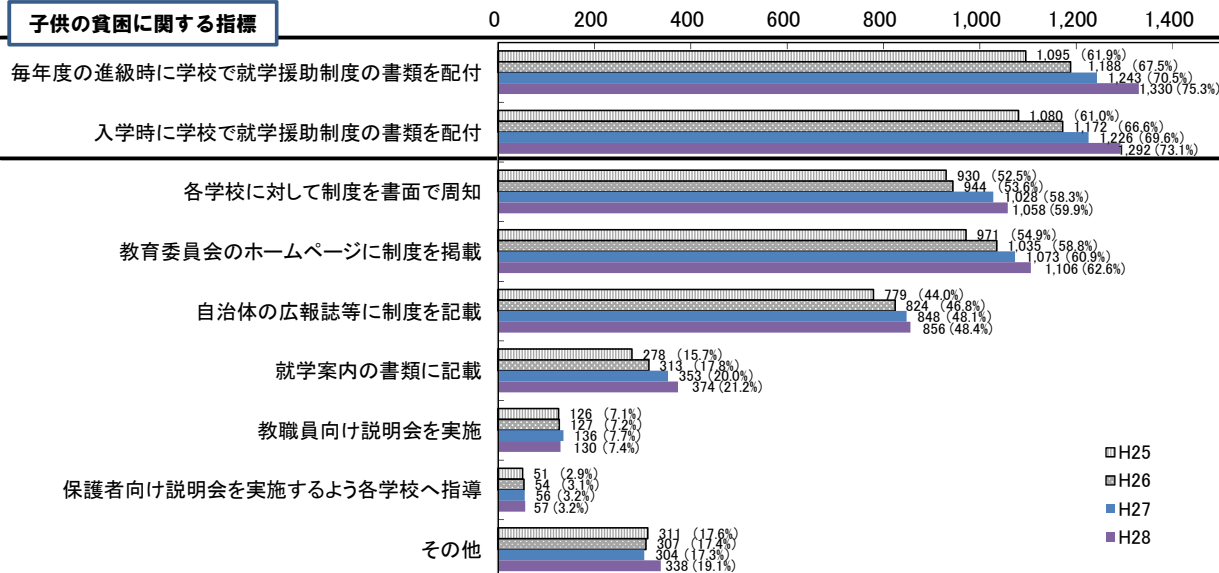
○毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合

1,330/1,767市町村 75.3%(対前年度 +4.8ポイント)

○入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合

1,292/1,767市町村 73.1%(対前年度 +3.5ポイント)

子供の貧困に関する指標



※複数回答。

※「その他」としては、「入学説明会開催時に就学援助制度の書類を配付」や「民生委員に対して周知」する例などがある。

※回答市町村数(H25:1770, H26:1760, H27:1762, H28:1767)

平成28年度就学援助制度 (準要保護認定基準の概要)

- 市町村が実施する準要保護就学援助では、多くの市町村で複数の認定基準を設定している。
- 認定基準の主なもののうち、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」は全体の**72.9%**が設定している。
- 「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」では、**生活保護基準の1.2倍～1.3倍以下の割合が最も多い。**

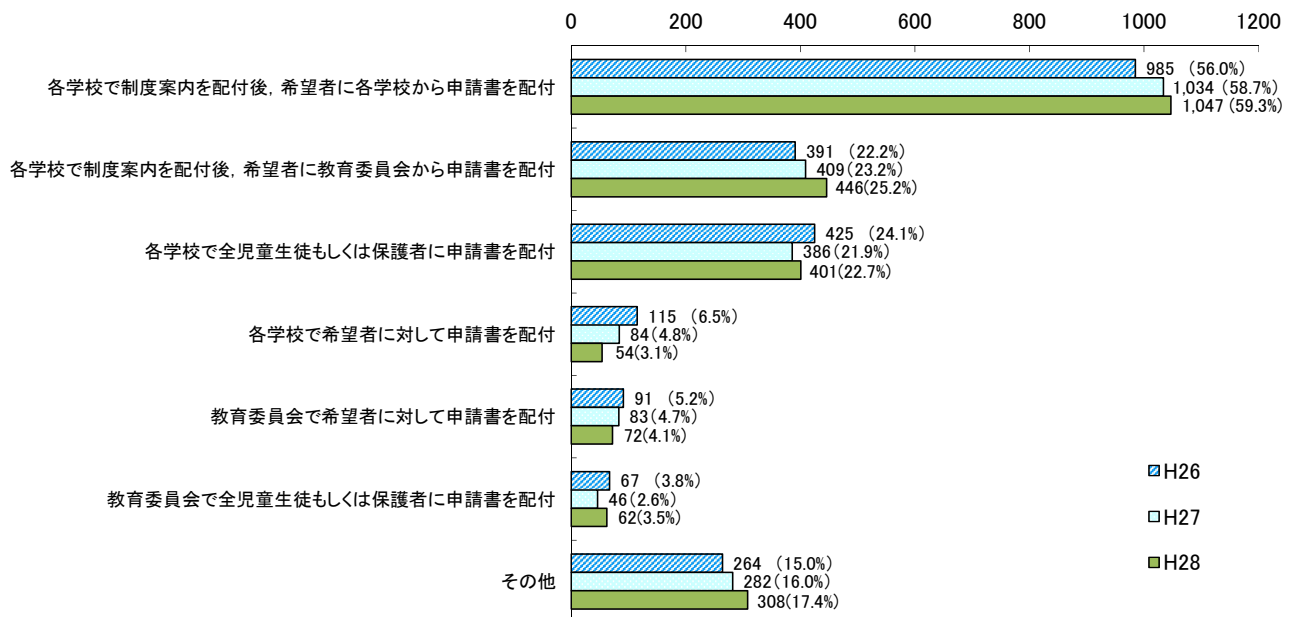
認定基準の主なもの	H28自治体数 (複数回答)	H27自治体数 (複数回答)
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	1,314 (74.4%)	1,329 (75.4%)
生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの	1,288 (72.9%)	1,260 (71.5%)
児童扶養手当の支給	1,288 (72.9%)	1,294 (73.4%)
市町村民税の非課税	1,274 (72.1%)	1,291 (73.3%)
市町村民税の減免	1,097 (62.1%)	1,116 (63.3%)
国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	1,068 (60.4%)	1,085 (61.6%)
国民年金保険料の免除	1,063 (60.2%)	1,078 (61.2%)

自治体における 基準の倍率	H28自治体数	H27自治体数
～ 1.1倍以下	195 (11.0%)	206 (11.7%)
～ 1.2倍以下	227 (12.8%)	225 (12.8%)
～ 1.3倍以下	653 (37.0%)	626 (35.5%)
～ 1.4倍以下	31 (1.8%)	26 (1.5%)
～ 1.5倍以下	166 (9.4%)	161 (9.1%)
1.5倍超	12 (0.7%)	11 (0.6%)
その他	4 (0.2%)	5 (0.3%)
計	1,288 (72.9%)	1,260 (71.5%)

※パーセンテージは、回答市町村数(H27:1,762, H28:1,767)に対する割合である。
※その他は、複数の基準を併用している場合などがある。

平成28年度就学援助制度 (申請書の配付方法)

○各学校で就学援助の制度案内を配布後、希望者に申請書を学校で配布している割合が約60%と最も高く、年々増加している。

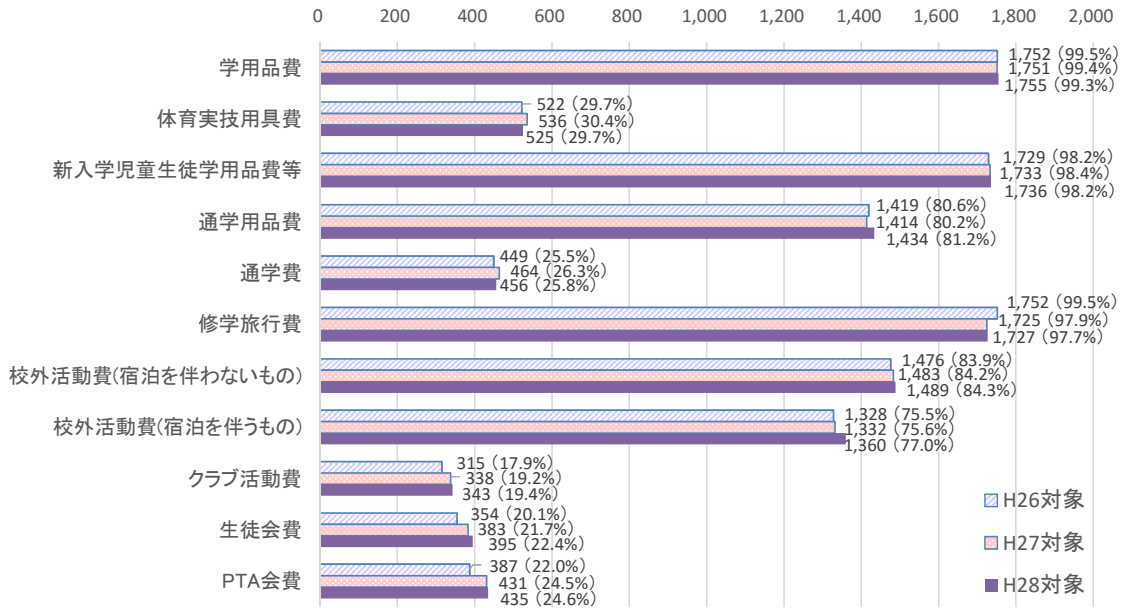


※複数回答。
※「その他」としては、「前年度認定者に対し申請書を郵送」、「民生委員を通じて申請書を配布」などがある。
※回答市町村数(H26:1760,H27:1762,H28:1767)

平成28年度就学援助制度 (準要保護の就学援助費目の状況)

○学用品費, 新入学児童生徒学用品費等, 修学旅行費については, ほとんどの市町村(97%以上)が支給費目に設定している。

○平成22年度より要保護児童生徒援助費補助金の対象費目に追加されたクラブ活動費, 生徒会費, PTA会費については, 年々設定率が増加している。



※回答市町村数(H26:1760, H27:1762, H28:1767)

※学校保健安全法, 学校給食法に基づき実施している医療費, 学校給食費は除く。

※「体育実技用具費」, 「通学用品費」, 「校外活動費」については, 「学用品費」や「新入学児童生徒学用品費等」に含めた形で支給している市町村もある。

※「通学費」, 「修学旅行費」については, 対象者がいない場合には計上していない市町村もある。

平成28年度就学援助制度 (準要保護の援助単価, 就学援助の認定時期)

【国の補助金単価と市町村の単価の比較】

○学用品費, 新入学児童生徒学用品費等, 通学用品費では, 支給費目として設定している市町村の80%以上が, 要保護児童生徒費補助金の予算単価と同額以上の単価を設定している。

小学校

	学用品費	体育実技用具費	新入学児童生徒学用品費等	通学用品費	通学費	修学旅行費	校外活動費(宿泊を伴わないもの)	校外活動費(宿泊を伴うもの)	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費
H28要保護補助金予算単価	11,420	スキー 26,020 スケート 11,590	20,470	2,230	39,290	21,490	1,570	3,620	2,710	4,570	3,380
市町村単価平均	11,737	23,229	20,307	2,280	33,795	20,109	1,594	3,701	2,521	3,952	3,142
予算単価と同額以上の市町村数	1,456	214	1,403	1,134	48	404	1,088	630	147	161	264

中学校

	学用品費	体育実技用具費	新入学児童生徒学用品費等	通学用品費	通学費	修学旅行費	校外活動費(宿泊を伴わないもの)	校外活動費(宿泊を伴うもの)	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費
H28要保護補助金予算単価	22,320	スキー 37,340 スケート 11,590 柔道 7,510 剣道 51,940	23,550	2,230	79,410	57,590	2,270	6,100	29,600	5,450	4,190
市町村単価平均	22,479	23,969	23,436	2,231	59,225	54,232	2,321	6,229	22,854	4,057	3,945
予算単価と同額以上の市町村数	1,445	306	1,405	1,131	49	407	785	615	203	221	256

※ 回答市町村数(H28:1767)

※ 市町村単価平均は, 市町村が設定する「上限額」及び「一定の金額」の平均額であり, 支給額とは異なる。

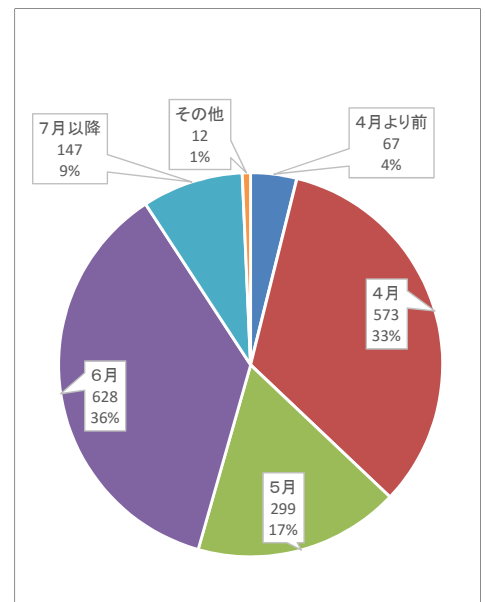
※ 補助金額と同額の市町村数は, 「上限額」及び「一定の金額」として回答した自治体の合計数。

※ 学校保健安全法, 学校給食法に基づき実施している医療費, 学校給食費は除く。

【就学援助制度の認定時期】

○全体の90%の市町村が, 6月までに認定している。

○そのうち, 4%の市町村は, 前年度のうちに認定している。



※回答市町村数(H28:1767)

※当該年度の当初の認定時期を選択。

平成28年度就学援助制度 (準要保護の認定基準等の変更状況)

○準要保護の認定基準を変更している市町村のうち約81%が援助額の引き上げまたは設定要件の緩和等を実施した。主な要因としては、平成28年度の要保護児童生徒援助費補助金の「修学旅行費」の予算単価の改定(小中学校とも300円増)が考えられる。

変更内容	1. 引き上げ	2. 引き上げ、援助費増	3. 援助費増	小計 (引き上げ、援助費増)	4. 引き下げ	5. 引き下げ、援助費減	6. 援助費減	小計 (引き下げ、援助費減)	7. 引き上げ、引き下げ	8. 生活扶助基準の見直しに伴う運用変更	9. 生活扶助基準の見直し以外の事業による運用変更	計
変更理由												
財政上	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
市町村合併	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平性、適正化	8	3	3	14	4	1	0	5	0	0	6	25
他市町村との比較	20	5	12	37	1	0	1	2	1	1	5	46
基準の明確化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	11
他制度等の変更	7	3	3	13	2	0	0	2	2	0	0	17
他制度に連動した変更	4	1	3	8	7	0	0	7	5	6	3	29
他制度との比較等	1	1	4	6	1	0	1	2	1	1	1	11
補助金単価変更	2	4	365	371	0	0	2	2	2	1	1	377
生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応	11	1	4	16	1	0	0	1	1	38	3	59
その他(※)	4	7	58	69	1	0	4	5	2	1	5	82
計	59	26	452	537	17	1	8	26	14	49	34	660
総件数(660件)に占める割合	8.94%	3.94%	68.48%	81.36%	2.58%	0.15%	1.21%	3.94%	2.12%	7.42%	5.15%	100.00%

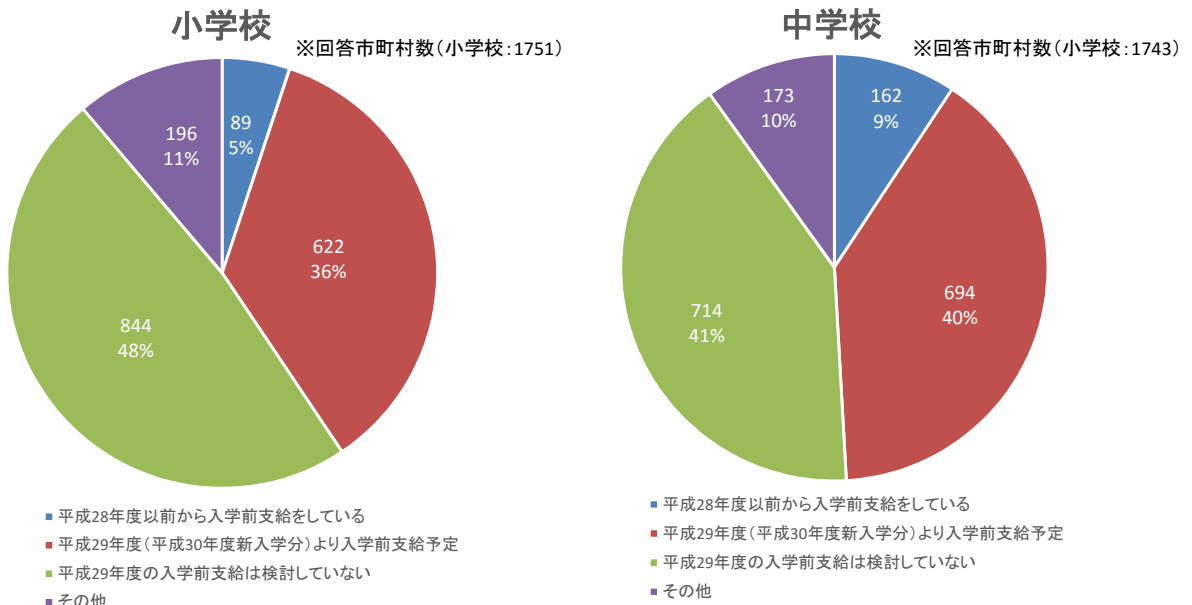
[凡例]

1. 引き上げ : 所得基準限度額(率)が引き上げられ、又は、認定要件(対象者)が緩和されたもの
2. 引き上げ、援助費増 : 1に加えて援助費が増額となったもの
3. 援助費増 : 認定基準の変更はないが援助費が増となったもの
4. 引き下げ : 所得基準限度額(率)が引き下げられ、又は、認定要件(対象者)が縮小されたもの
5. 引き下げ、援助費減 : 4に加えて援助費が減額となったもの
6. 援助費減 : 認定基準の変更はないが援助費が減額となったもの
7. 引き上げ、引き下げ : 一部が基準引き下げや援助費の減額、一部が基準引き上げや援助費増額となったもの
8. 生活扶助基準の見直しに伴う運用の変更 : 所得基準限度額(率)又は認定要件(対象者)などの基準そのものは変更していないが、認定に際し、基準額を生活扶助基準の見直し以前のものに設定するなど基準の取扱や解釈を変えるなどの運用を変更したもの
9. 生活扶助基準の見直し以外の事業による運用変更 : 所得基準限度額(率)又は認定要件(対象者)などの基準そのものは変更していないが、認定に際し、基準の取扱を変えるなどの何らかの運用を変更したもの

- 財政上.....当該市町村の財政状況によるもの
 市町村合併.....市町村合併(計画を含む)によるもの
 公平性、適正化.....受給世帯と非受給世帯の比較や市の行政評価委員会の指摘(経済的理由により就学困難な児童生徒以外も含まれている)等によるもの
 他市町村との比較.....近隣市町村の認定基準との比較によるもの
 基準の明確化.....所得基準限度額の明確化・明文化等によるもの
 他制度等の変更.....生活保護基準額の変更や物価上昇率に伴い、所得基準限度額(率)を改定したもの(他制度に連動した変更は除く)
 他制度に連動した変更.....基準そのものは変更していないが、生活保護基準の見直しや税制改正など公的制度的な変更により連動して、所得基準限度額が増額となったもの
 他制度との比較等.....生活保護、児童扶養手当などの他制度等との比較によるもの
 補助金単価変更.....要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に合わせて単価を変更したもの
 生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応.....生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を行うため運用を変更したもの
 その他.....予算の範囲内での執行から所要額への変更や、実績の補助単価と支給単価の見直し(増減)などによるもの

平成29年度就学援助制度 (新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況)

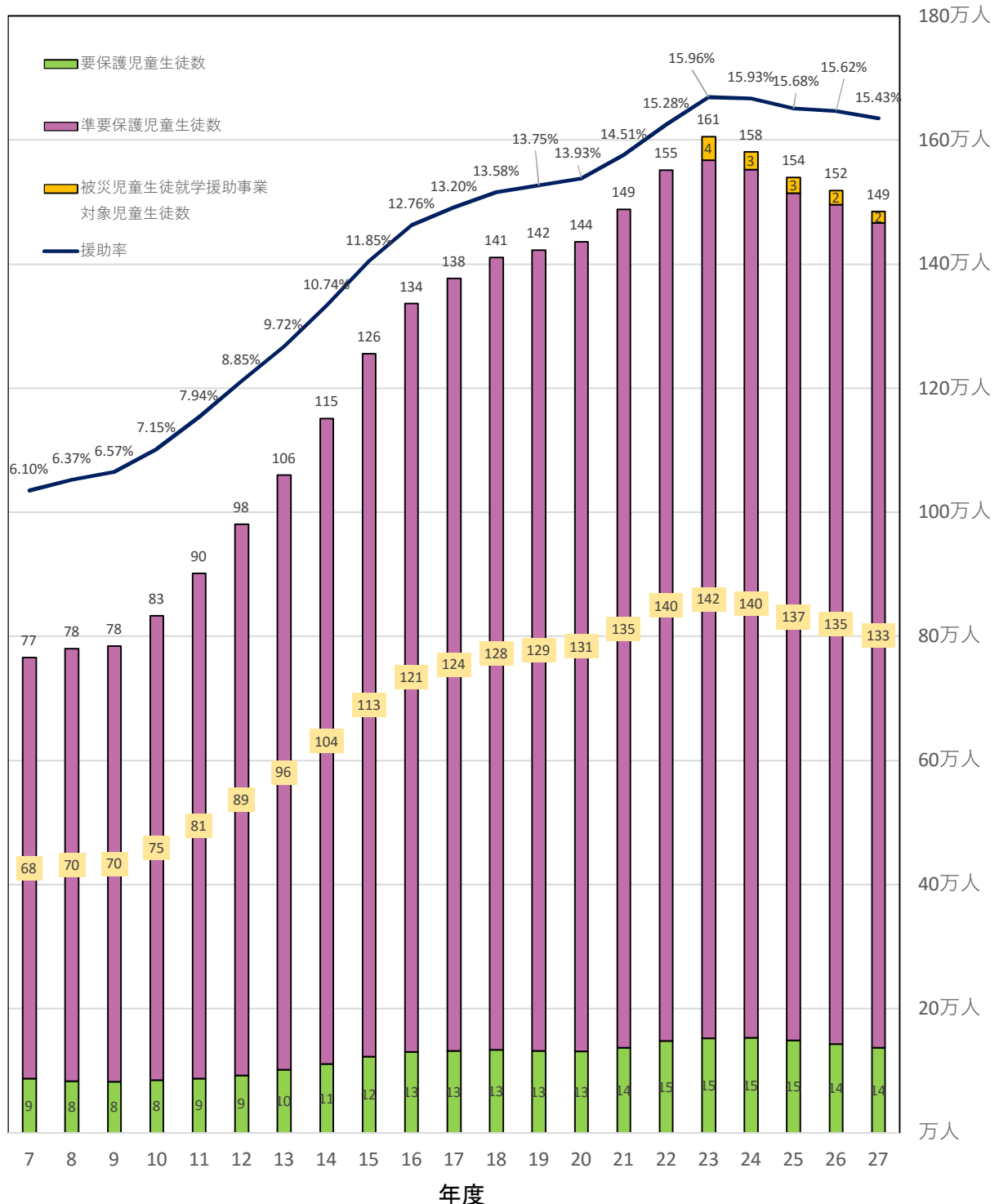
- 平成29年度に小学校での入学前支給を実施、または実施予定の市町村の割合
711/1,751市町村 40.6%
- 平成29年度に中学校での入学前支給を実施、または実施予定の市町村の割合
856/1,743市町村 49.1%



※「その他」は「未定」「近隣自治体の状況を見て判断」等と回答。

参 考 デ ー タ

要保護及び準要保護児童生徒数の推移
 <被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒を含む>
 (平成7年度～平成27年度)



- ※ 要保護児童生徒数 : 生活保護法に規定する要保護者の数
- ※ 準要保護児童生徒数 : 要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数
- ※ 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数 : 東日本大震災により経済的理由から、就学困難と認められた児童生徒数（被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の対象となった人数）

要保護及び準要保護児童生徒数について

参考1-2

＜被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む＞

年度	要保護児童生徒数(a)	準要保護児童生徒数(b)	被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数(c)	合計 (a + b + c)
平成7年度	87,250人 (0.69%)	678,923人 (5.41%)		766,173人 (6.10%)
平成8年度	83,091人 (0.68%)	697,258人 (5.69%)		780,349人 (6.37%)
平成9年度	82,512人 (0.69%)	702,064人 (5.88%)		784,576人 (6.57%)
平成10年度	84,696人 (0.73%)	748,835人 (6.42%)		833,531人 (7.15%)
平成11年度	87,690人 (0.77%)	813,625人 (7.16%)		901,315人 (7.94%)
平成12年度	92,593人 (0.84%)	888,560人 (8.01%)		981,153人 (8.85%)
平成13年度	101,824人 (0.93%)	958,166人 (8.78%)		1,059,990人 (9.72%)
平成14年度	110,792人 (1.03%)	1,040,577人 (9.70%)		1,151,369人 (10.74%)
平成15年度	123,055人 (1.16%)	1,132,543人 (10.69%)		1,255,598人 (11.85%)
平成16年度	130,635人 (1.25%)	1,206,192人 (11.51%)		1,336,827人 (12.76%)
平成17年度	132,104人 (1.27%)	1,244,759人 (11.93%)		1,376,863人 (13.20%)
平成18年度	133,705人 (1.29%)	1,277,367人 (12.29%)		1,411,072人 (13.58%)
平成19年度	132,372人 (1.28%)	1,290,110人 (12.47%)		1,422,482人 (13.75%)
平成20年度	131,033人 (1.27%)	1,305,128人 (12.66%)		1,436,161人 (13.93%)
平成21年度	136,648人 (1.33%)	1,351,465人 (13.18%)		1,488,113人 (14.51%)
平成22年度	147,755人 (1.46%)	1,403,328人 (13.83%)		1,551,083人 (15.28%)
平成23年度	152,060人 (1.51%)	1,415,771人 (14.07%)	37,498人 (0.37%)	1,605,329人 (15.96%)
平成24年度	152,947人 (1.54%)	1,399,076人 (14.10%)	29,038人 (0.29%)	1,581,061人 (15.93%)
平成25年度	148,497人 (1.51%)	1,366,018人 (13.91%)	25,165人 (0.26%)	1,539,680人 (15.68%)
平成26年度	143,351人 (1.47%)	1,352,134人 (13.91%)	22,866人 (0.24%)	1,518,351人 (15.62%)
平成27年度	136,798人 (1.42%)	1,329,336人 (13.81%)	18,952人 (0.20%)	1,485,086人 (15.43%)

(注)

(1) 要保護児童生徒数、準要保護児童生徒数及び被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数については、各都道府県教育委員会からの報告によるものである。

(2) 合計欄の率については、公立学校児童生徒数に占める割合を表したものであり、(a)要保護児童生徒数、(b)準要保護児童生徒数、(c)被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数の欄の率の計とは端数処理上、一致しない場合がある。

(3) 要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

(4) 平成16年度までは、要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助受給者数、準要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助以外の扶助を受けた者を含む。

平成27年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）
 -被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む-

参考2-1

小中学校 全体	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童生徒 数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立小中学 校児童生徒 総数 (F)	就学援助率			
	要保護児童生徒数 (A)	準要保護児童生徒数 (B) <small>(要保護者に準ずる程度 に困難していると市町村 教育委員会が認めた者)</small>	要保護・準 要保護児童 生徒数合計 (C) = (A) + (B)				要保護児童生徒 (A) / (F)	準要保護児童生徒 (B) / (F)	要保護・準 要保護児童 生徒合計 (C) / (F)	要保護・準要保 護援助率（特例 交付金を含む） (E) / (F)
	人	人	人				%	%	%	%
北海道	13,358	69,230	82,588	185	82,773	382,575	3.49	18.10	21.59	21.64
青森県	1,063	17,212	18,275	48	18,323	97,916	1.09	17.58	18.66	18.71
岩手県	784	9,378	10,162	2,836	12,998	97,174	0.81	9.65	10.46	13.38
宮城県	2,109	17,589	19,698	8,042	27,740	180,595	1.17	9.74	10.91	15.36
秋田県	629	8,767	9,396	69	9,465	70,382	0.89	12.46	13.35	13.45
山形県	313	5,794	6,107	678	6,785	87,041	0.36	6.66	7.02	7.80
福島県	754	14,647	15,401	4,489	19,890	148,294	0.51	9.88	10.39	13.41
茨城県	1,304	15,333	16,637	176	16,813	231,418	0.56	6.63	7.19	7.27
栃木県	1,224	9,791	11,015	149	11,164	158,170	0.77	6.19	6.96	7.06
群馬県	626	10,730	11,356	151	11,507	160,221	0.39	6.70	7.09	7.18
埼玉県	6,463	67,359	73,822	309	74,131	558,966	1.16	12.05	13.21	13.26
千葉県	5,076	36,172	41,248	127	41,375	471,440	1.08	7.67	8.75	8.78
東京都	14,435	149,270	163,705	352	164,057	799,588	1.81	18.67	20.47	20.52
神奈川県	9,728	94,193	103,921	202	104,123	664,426	1.46	14.18	15.64	15.67
新潟県	1,096	31,437	32,533	415	32,948	173,287	0.63	18.14	18.77	19.01
富山県	68	5,514	5,582	19	5,601	82,817	0.08	6.66	6.74	6.76
石川県	239	12,444	12,683	43	12,726	93,006	0.26	13.38	13.64	13.68
福井県	194	5,189	5,383	13	5,396	65,236	0.30	7.95	8.25	8.27
山梨県	306	6,068	6,374	17	6,391	64,089	0.48	9.47	9.95	9.97
長野県	543	18,348	18,891	33	18,924	171,353	0.32	10.71	11.02	11.04
岐阜県	517	12,476	12,993	17	13,010	169,003	0.31	7.38	7.69	7.70
静岡県	1,836	18,228	20,064	18	20,082	293,809	0.62	6.20	6.83	6.84
愛知県	4,987	59,627	64,614	45	64,659	618,361	0.81	9.64	10.45	10.46
三重県	1,122	16,559	17,681	22	17,703	146,217	0.77	11.32	12.09	12.11
滋賀県	1,005	14,588	15,593	12	15,605	122,965	0.82	11.86	12.68	12.69
京都府	5,267	30,903	36,170	68	36,238	187,384	2.81	16.49	19.30	19.34
大阪府	21,481	135,238	156,719	85	156,804	662,225	3.24	20.42	23.67	23.68
兵庫県	7,662	60,474	68,136	59	68,195	435,816	1.76	13.88	15.63	15.65
奈良県	1,542	11,056	12,598	14	12,612	102,668	1.50	10.77	12.27	12.28
和歌山県	606	10,179	10,785	6	10,791	72,168	0.84	14.10	14.94	14.95
鳥取県	507	6,316	6,823	3	6,826	45,186	1.12	13.98	15.10	15.11
島根県	368	7,486	7,854	11	7,865	53,488	0.69	14.00	14.68	14.70
岡山県	2,003	20,755	22,758	44	22,802	154,001	1.30	13.48	14.78	14.81
広島県	3,605	44,217	47,822	12	47,834	220,004	1.64	20.10	21.74	21.74
山口県	801	23,305	24,106	14	24,120	105,114	0.76	22.17	22.93	22.95
徳島県	774	7,210	7,984	5	7,989	55,313	1.40	13.03	14.43	14.44
香川県	759	10,092	10,851	7	10,858	78,162	0.97	12.91	13.88	13.89
愛媛県	1,023	11,995	13,018	11	13,029	106,856	0.96	11.23	12.18	12.19
高知県	1,155	11,454	12,609	6	12,615	49,446	2.34	23.16	25.50	25.51
福岡県	9,270	85,772	95,042	19	95,061	403,862	2.30	21.24	23.53	23.54
佐賀県	353	7,818	8,171	13	8,184	71,236	0.50	10.97	11.47	11.49
長崎県	2,064	17,151	19,215	7	19,222	109,351	1.89	15.68	17.57	17.58
熊本県	1,605	19,813	21,418	19	21,437	146,515	1.10	13.52	14.62	14.63
大分県	905	13,896	14,801	12	14,813	89,953	1.01	15.45	16.45	16.47
宮崎県	995	13,575	14,570	12	14,582	90,871	1.09	14.94	16.03	16.05
鹿児島県	2,031	27,392	29,423	10	29,433	134,968	1.50	20.30	21.80	21.81
沖縄県	2,243	27,296	29,539	48	29,587	144,836	1.55	18.85	20.39	20.43
合計	136,798	1,329,336	1,466,134	18,952	1,485,086	9,627,772	1.42	13.81	15.23	15.43

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成27年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）
 -被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む-

参考2-2

小学校	要保護及び準要保護児童数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童生徒 数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立小学校 児童総数 (F)	就学援助率			要保護・準要保 護援助率（特別 交付金を含む） (E) / (F)
	要保護児童数 (A)	準要保護児童数 (B)	要保護・準 要保護児童 数合計 (C) = (A) + (B)				要保護児童 (A) / (F)	準要保護児童 (B) / (F)	要保護・準 要保護児童 合計 (C) / (F)	
	人	人	人				%	%	%	
北海道	8,072	43,546	51,618	136	51,754	250,667	3.22	17.37	20.59	20.65
青森県	588	10,105	10,693	27	10,720	62,147	0.95	16.26	17.21	17.25
岩手県	478	5,675	6,153	1,724	7,877	62,408	0.77	9.09	9.86	12.62
宮城県	1,283	10,733	12,016	4,996	17,012	118,296	1.08	9.07	10.16	14.38
秋田県	334	5,375	5,709	42	5,751	45,329	0.74	11.86	12.59	12.69
山形県	187	3,440	3,627	480	4,107	55,983	0.33	6.14	6.48	7.34
福島県	427	8,620	9,047	2,788	11,835	94,686	0.45	9.10	9.55	12.50
茨城県	797	9,047	9,844	114	9,958	152,353	0.52	5.94	6.46	6.54
栃木県	748	5,810	6,558	101	6,659	104,075	0.72	5.58	6.30	6.40
群馬県	381	6,376	6,757	108	6,865	104,540	0.36	6.10	6.46	6.57
埼玉県	3,973	41,172	45,145	212	45,357	373,699	1.06	11.02	12.08	12.14
千葉県	3,064	22,105	25,169	76	25,245	316,855	0.97	6.98	7.94	7.97
東京都	8,532	93,801	102,333	217	102,550	562,969	1.52	16.66	18.18	18.22
神奈川県	5,804	61,199	67,003	117	67,120	454,730	1.28	13.46	14.73	14.76
新潟県	642	19,796	20,438	300	20,738	112,857	0.57	17.54	18.11	18.38
富山県	43	3,065	3,108	9	3,117	53,758	0.08	5.70	5.78	5.80
石川県	137	7,675	7,812	32	7,844	60,896	0.22	12.60	12.83	12.88
福井県	118	3,060	3,178	6	3,184	42,848	0.28	7.14	7.42	7.43
山梨県	179	3,633	3,812	13	3,825	41,698	0.43	8.71	9.14	9.17
長野県	319	10,950	11,269	21	11,290	112,080	0.28	9.77	10.05	10.07
岐阜県	313	7,403	7,716	15	7,731	110,550	0.28	6.70	6.98	6.99
静岡県	1,110	11,137	12,247	9	12,256	195,122	0.57	5.71	6.28	6.28
愛知県	3,190	36,561	39,751	26	39,777	412,427	0.77	8.86	9.64	9.64
三重県	704	10,213	10,917	16	10,933	96,501	0.73	10.58	11.31	11.33
滋賀県	604	9,096	9,700	8	9,708	82,069	0.74	11.08	11.82	11.83
京都府	3,222	19,331	22,553	53	22,606	125,788	2.56	15.37	17.93	17.97
大阪府	13,287	84,782	98,069	58	98,127	441,158	3.01	19.22	22.23	22.24
兵庫県	4,618	37,927	42,545	43	42,588	292,159	1.58	12.98	14.56	14.58
奈良県	962	6,985	7,947	8	7,955	68,385	1.41	10.21	11.62	11.63
和歌山県	357	6,153	6,510	4	6,514	47,311	0.75	13.01	13.76	13.77
鳥取県	305	3,924	4,229	3	4,232	29,821	1.02	13.16	14.18	14.19
島根県	243	4,622	4,865	6	4,871	35,072	0.69	13.18	13.87	13.89
岡山県	1,240	12,930	14,170	35	14,205	101,567	1.22	12.73	13.95	13.99
広島県	2,212	29,014	31,226	9	31,235	149,608	1.48	19.39	20.87	20.88
山口県	479	14,862	15,341	11	15,352	69,259	0.69	21.46	22.15	22.17
徳島県	462	4,322	4,784	4	4,788	35,792	1.29	12.08	13.37	13.38
香川県	474	6,103	6,577	1	6,578	51,576	0.92	11.83	12.75	12.75
愛媛県	623	7,394	8,017	7	8,024	70,380	0.89	10.51	11.39	11.40
高知県	721	7,350	8,071	5	8,076	33,971	2.12	21.64	23.76	23.77
福岡県	5,639	54,794	60,433	14	60,447	271,060	2.08	20.21	22.30	22.30
佐賀県	187	4,842	5,029	7	5,036	46,786	0.40	10.35	10.75	10.76
長崎県	1,214	10,737	11,951	3	11,954	71,929	1.69	14.93	16.61	16.62
熊本県	1,006	12,286	13,292	13	13,305	97,262	1.03	12.63	13.67	13.68
大分県	564	8,670	9,234	3	9,237	59,633	0.95	14.54	15.48	15.49
宮崎県	594	8,482	9,076	10	9,086	60,727	0.98	13.97	14.95	14.96
鹿児島県	1,256	17,928	19,184	7	19,191	89,670	1.40	19.99	21.39	21.40
沖縄県	1,357	17,298	18,655	34	18,689	97,297	1.39	17.78	19.17	19.21
合計	83,049	830,329	913,378	11,931	925,309	6,425,754	1.29	12.92	14.21	14.40

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成27年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）
 -被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む-

参考2-3

中学校	要保護及び準要保護生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童生徒 数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立中学校 生徒総数 (F)	就学援助率			
	要保護生徒数 (A)	準要保護生徒数 (B)	要保護・準 要保護生徒 数合計 (C) = (A) + (B)				要保護生徒 (A) / (F)	準要保護生徒 (B) / (F)	要保護・準 要保護生徒 合計 (C) / (F)	要保護・準要保 護援助率（特例 交付金を含む） (E) / (F)
	人	人	人				%	%	%	%
北海道	5,286	25,684	30,970	49	31,019	131,908	4.01	19.47	23.48	23.52
青森県	475	7,107	7,582	21	7,603	35,769	1.33	19.87	21.20	21.26
岩手県	306	3,703	4,009	1,112	5,121	34,766	0.88	10.65	11.53	14.73
宮城県	826	6,856	7,682	3,046	10,728	62,299	1.33	11.00	12.33	17.22
秋田県	295	3,392	3,687	27	3,714	25,053	1.18	13.54	14.72	14.82
山形県	126	2,354	2,480	198	2,678	31,058	0.41	7.58	7.99	8.62
福島県	327	6,027	6,354	1,701	8,055	53,608	0.61	11.24	11.85	15.03
茨城県	507	6,286	6,793	62	6,855	79,065	0.64	7.95	8.59	8.67
栃木県	476	3,981	4,457	48	4,505	54,095	0.88	7.36	8.24	8.33
群馬県	245	4,354	4,599	43	4,642	55,681	0.44	7.82	8.26	8.34
埼玉県	2,490	26,187	28,677	97	28,774	185,267	1.34	14.13	15.48	15.53
千葉県	2,012	14,067	16,079	51	16,130	154,585	1.30	9.10	10.40	10.43
東京都	5,903	55,469	61,372	135	61,507	236,619	2.49	23.44	25.94	25.99
神奈川県	3,924	32,994	36,918	85	37,003	209,696	1.87	15.73	17.61	17.65
新潟県	454	11,641	12,095	115	12,210	60,430	0.75	19.26	20.01	20.21
富山県	25	2,449	2,474	10	2,484	29,059	0.09	8.43	8.51	8.55
石川県	102	4,769	4,871	11	4,882	32,110	0.32	14.85	15.17	15.20
福井県	76	2,129	2,205	7	2,212	22,388	0.34	9.51	9.85	9.88
山梨県	127	2,435	2,562	4	2,566	22,391	0.57	10.87	11.44	11.46
長野県	224	7,398	7,622	12	7,634	59,273	0.38	12.48	12.86	12.88
岐阜県	204	5,073	5,277	2	5,279	58,453	0.35	8.68	9.03	9.03
静岡県	726	7,091	7,817	9	7,826	98,687	0.74	7.19	7.92	7.93
愛知県	1,797	23,066	24,863	19	24,882	205,934	0.87	11.20	12.07	12.08
三重県	418	6,346	6,764	6	6,770	49,716	0.84	12.76	13.61	13.62
滋賀県	401	5,492	5,893	4	5,897	40,896	0.98	13.43	14.41	14.42
京都府	2,045	11,572	13,617	15	13,632	61,596	3.32	18.79	22.11	22.13
大阪府	8,194	50,456	58,650	27	58,677	221,067	3.71	22.82	26.53	26.54
兵庫県	3,044	22,547	25,591	16	25,607	143,657	2.12	15.70	17.81	17.83
奈良県	580	4,071	4,651	6	4,657	34,283	1.69	11.87	13.57	13.58
和歌山県	249	4,026	4,275	2	4,277	24,857	1.00	16.20	17.20	17.21
鳥取県	202	2,392	2,594	0	2,594	15,365	1.31	15.57	16.88	16.88
島根県	125	2,864	2,989	5	2,994	18,416	0.68	15.55	16.23	16.26
岡山県	763	7,825	8,588	9	8,597	52,434	1.46	14.92	16.38	16.40
広島県	1,393	15,203	16,596	3	16,599	70,396	1.98	21.60	23.58	23.58
山口県	322	8,443	8,765	3	8,768	35,855	0.90	23.55	24.45	24.45
徳島県	312	2,888	3,200	1	3,201	19,521	1.60	14.79	16.39	16.40
香川県	285	3,989	4,274	6	4,280	26,586	1.07	15.00	16.08	16.10
愛媛県	400	4,601	5,001	4	5,005	36,476	1.10	12.61	13.71	13.72
高知県	434	4,104	4,538	1	4,539	15,475	2.80	26.52	29.32	29.33
福岡県	3,631	30,978	34,609	5	34,614	132,802	2.73	23.33	26.06	26.06
佐賀県	166	2,976	3,142	6	3,148	24,450	0.68	12.17	12.85	12.88
長崎県	850	6,414	7,264	4	7,268	37,422	2.27	17.14	19.41	19.42
熊本県	599	7,527	8,126	6	8,132	49,253	1.22	15.28	16.50	16.51
大分県	341	5,226	5,567	9	5,576	30,320	1.12	17.24	18.36	18.39
宮崎県	401	5,093	5,494	2	5,496	30,144	1.33	16.90	18.23	18.23
鹿児島県	775	9,464	10,239	3	10,242	45,298	1.71	20.89	22.60	22.61
沖縄県	886	9,998	10,884	14	10,898	47,539	1.86	21.03	22.89	22.92
合計	53,749	499,007	552,756	7,021	559,777	3,202,018	1.68	15.58	17.26	17.48

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

参 考 資 料

義務教育段階の就学援助（概要）

1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ①**要保護者**……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【平成26年度 約14万人】
- ②**準要保護者**……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【平成26年度 約135万人】

3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ①**補助の概要**：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ②**補助対象費目**：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③**国庫補助率**：1/2(予算の範囲内で補助)
- ④**国庫補助対象**：平成30年度からの小学校入学予定者に対し、入学前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」を国庫補助対象に追加
- ⑤**平成29年度予算額**：7億円(28年度予算額：8億円)
ランドセル代や制服代等の「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ
①小学校：20,470→40,600円、②中学校：23,550→47,400円



- ・生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等については、生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象。平成29年度以降についても適切に対応。
- ・平成28年度から学用品費など8つの費目の単価を1つに大括り化し、単価を標準化することにより、地方公共団体の事務負担を軽減。



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

- ・生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼。

要保護児童生徒援助費補助金単価（年額） （平成29年度予算単価）

（単位：円）

区分	対象品目	小学校	中学校
学用品費	児童又は生徒の所持に係る物品で各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（鉛筆・ノート・絵の具・副読本・運動衣その他・実験・実習材料費も含む。）	11,420	22,320
通学用品費（第1学年を除く）	児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさばき帽子等）。なお、小・中学校の第1学年の児童生徒に対しては、新入学児童生徒学用品費等で措置。	2,230	2,230
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料。	1,570	2,270
体育実技用具費			
柔道	小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式（面、胴、甲手、差込）、剣道衣、竹刀及び防具袋、スキーにあってはスキー板、スキー靴、ストック及び金具）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもの。その他にスケートのスケート靴も含む。	—	7,510
剣道		—	51,940
スキー	なお、補助対象品目の一部のみ（剣道の剣道衣又は防具袋のみ、スキーの金具又はストックのみ等）を支給する場合は、学用品費で措置。	26,020	37,340
スケート		11,590	11,590
校外活動費（宿泊を伴うもの）	児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費又は見学料。	3,620	6,100
新入学児童生徒学用品費等	新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさばき帽子等）。	40,600	47,400
修学旅行費	交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均等に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料しおり代、通信費、旅行取扱料金。	21,490	57,590

（単位：円）

区分	対象品目	小学校	中学校
通学費	児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費又は公共交通又は貸バス会社等への運行委託料。 【片道の通学距離が小学校4km以上、中学校6km以上。ただし、災害地帯における種別期間中は、その半分の距離。特別支援学校や学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害に該当する児童生徒については距離は問わない。】	39,290	79,410
クラブ活動費	クラブ活動（課外の部活動を含む。以下同じ。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費。	2,710	29,600
生徒会費	生徒会費（児童会費、学級費、クラス費を含む。以下同じ。）として一律に負担すべきこととなる経費。	4,570	5,450
PTA会費	学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費。	3,380	4,190
医療費	トラウマ、結膜炎、白癬、疥癬、癬、中耳炎、急性副鼻腔炎、アデノイド、うつ病、感染症（虫歯を除くを含む。）について学校において治癒の指示を受けた場合の、その治療のための医療に要する費用。	12,000	12,000
学校給食費			
完全給食	給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）とミルク及びおかずである給食	53,000	62,000
補食給食	完全給食以外の給食で給食内容がミルク及びおかず等である給食	41,000	46,000
ミルク給食	給食内容がミルクのみである給食	8,000	8,000

被災児童生徒就学支援等事業

平成29年度予算額 62億円（前年度予算額 80億円）
【東日本大震災復興特別会計】

<事業概要>

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として全額国庫で支援

<参考>

- 平成26年度までは「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」として、平成23年度から26年度までの4年間で総額約444億円を措置し、基金事業として実施。平成27年度復興庁行政事業レビュー「公開プロセス」のとりまとめ結果を踏まえ、複数年度分の所要額を措置した従来の基金方式を見直し、平成27年度から全額国庫負担の単年度の交付金（被災児童生徒就学支援等事業交付金）として計上。
- 平成29年度予算においては過去の執行実績を踏まえ、所要額を計上。（引き続き平成28年度と同様のスキームで実施。）

<具体的施策>

【幼稚園等】

（対象者） 震災により幼稚園等への就園支援が必要となった世帯の幼児（震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む）
（補助率） 10/10
（対象経費） 保育料、入園料
（対象事業） 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業等



【小・中学校】

（対象者） 震災により就学困難となった児童生徒
（補助率） 10/10
（対象費目） 学用品費、通学費、学校給食費、医療費等
（対象事業） 市町村において行う就学援助事業
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【高等学校】

（対象者） 震災により就学困難となった生徒
（補助率） 10/10
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業
※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うことで、手厚い修学支援が可能



【私立学校】

（対象者） 震災により就学等困難となった幼児児童生徒
（補助率） 10/10
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業



【特別支援（幼・小・中・高）】

（対象者） 震災により就学困難となった幼児児童生徒（震災により支弁区分が変更となった者も含む）
（補助率） 10/10
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業



【専修学校・各種学校】

（対象者） 震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・ 専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・ 専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（補助率） 10/10
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

被災児童生徒就学支援等事業（熊本地震対応分）

平成29年度予算額 6億円（新規）

<事業概要>

- 熊本地震により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として一部(2/3)を国庫で支援

<具体的施策>

【幼稚園】

(対象者) 震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)

(補助率) 2/3

(対象経費) 保育料、入園料

(対象事業) 市町村において行う幼稚園就園奨励事業



【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒

(補助率) 2/3

(対象費目) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費 等

(対象事業) 市町村において行う就学援助事業

※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【高等学校】

(対象者) 震災により就学困難となった生徒

(補助率) 2/3

(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

※ 都道府県において、返還時の柔軟な対応が可能



【私立高等学校等】

(対象者) 震災により就学等困難となった児童生徒

(補助率) 2/3

(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



【特別支援（幼・小・中・高）】

(対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒

(震災により支弁区分が変更となった者も含む)

(補助率) 2/3

(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業



【専修学校・各種学校】

(対象者) 震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒

・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上

・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上

(補助率) 2/3

(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

子供の貧困対策に関する大綱（抄）

～ 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～

（H26.8.29閣議決定）

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、以下のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

○就学援助制度に関する周知状況

・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%（平成25年度）

・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%（平成25年度）

（出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ）

第4 指標の改善に向けた当面の重点施策

上記第3に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

（3）就学支援の充実

（義務教育段階の就学支援の充実）

義務教育に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト（仮称）」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。

さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。